

長野県庁舎広告マット設置事業者募集要領 (公募型見積合わせ説明書)

財産活用課長が管理する県有財産に広告マットを設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要領の内容を承知の上、お申し込みください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら歳入の確保及び歳出の削減を行うとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びに長野県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年長野県公安委員会規則第 5 号）第 2 条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 県税を滞納していないこと。
- (5) 長野県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所等を有していること。
- (6) 過去 5 年間に、広告マットの設置業務において自ら管理・運営する実績を有していること。

3 公募事項及び条件等

- (1) 広告マットを設置するための県有財産の賃貸借（更新なし）
- (2) 貸付場所（詳細は別添「仕様書」によります）
財産の名称：県庁舎本館
所在地：長野市大字南長野字幅下692-2
財産管理者：財産活用課長

| 貸付番号 | 貸付場所 | 規格 | 材質・求める機能 | 摘要 | 最低貸付価格 (税抜) |
|------|-------------------|------------------------|-------------------------|------|----------------|
| 1 | 県庁舎本館 1 階 東側入口 | 縦150cm×横240 cm(横向き) | 靴底のクリーニング、防塵、防炎、吸水、滑り止め | 位置図① | 108,000円/年 |

- (3) 広告主の基準

次に掲げる者の広告は、広告マットに掲載できません。

- ア 法令に違反している者
- イ 県税を滞納している者

- ウ 県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく指名停止を受けている期間中の者
- エ 清算手続中の者、破産手続中の者、再生手続中の者、更正手続中の者、承認援助手続中の者又は特別清算に関する手続中の者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者又は同法第33条第1項で公安委員会に届出書を提出しなければならないとされている酒類提供飲食店営業を深夜において営む者
- カ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- キ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ク そのほか県有財産に広告を掲載することが適当でない者として財産活用課長が別に定めるもの

(4) 貸付条件等

ア 貸付期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。（更新なし）

ただし、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借受者）が、貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、契約を解除することがあります。

イ 貸付料

採用された見積額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって、年額貸付料とし、各年度当初に県が発行する納入通知書により 県が指定する日までに全額納入してください。

ウ その他必要経費

広告マットの設置及び撤去に要する工事費、移転費、及び維持管理に係る経費（交換、洗浄等）、その他必要とされる一切の経費については、設置事業者の負担とします。

エ 地域性及び公共性の考慮

設置事業者は、県庁舎の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければなりません。

(5) 禁止事項

ア 財産活用課長の承認を得ないで広告マットに広告枠を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

イ 財産活用課長の承認を得ないで広告マットの設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

(6) 維持管理責任

ア 広告マット作成、交換、洗浄などの維持管理については、設置事業者が行ってください。広告マットの洗浄時における交換用として、1箇所当たり2枚以上作成してください。

なお、設置した広告マットが盗難、汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、長野県の責に帰することが明らかな場合を除き、長野県はその責を負いません。

また、掲載事項が事実と異なるものでないか、掲載期間が過ぎていないか等に留意して、広告の管理を適切に行ってください。

イ 広告マットの交換・洗浄は毎月2回以上、財産活用課長の指示により行ってください。また、通常の交換以外にも、広告マットに著しい汚損等が生じた場合は、財産活用課長と協議のうえ、交換・洗浄を行ってください。

ウ 広告マットの搬入・交換等は、来庁者の通行や県の業務に支障がないよう、具体的な日時及び経路については、財産活用課長の指示に従ってください。

エ 掲載する広告は、法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものであってはなりません。

また、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなりません。

オ 広告マットの設置に当たっては、設置事業者の負担により滑り止め等の必要な安全措置を行わなければなりません。

カ 広告に関する問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応してください。

(7) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。

また、設置事業者は、県に対し、原状回復に要した費用、広告マットの設置に伴い支出した費用、広告マット作成、交換及び洗浄等に要した費用、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

4 参考データ

(1) 開庁日

長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に定める日を除く毎日。

(2) 勤務者数

約 2,900 人（令和6年4月1日現在）

5 応募申込手続

申込に必要な書類の取寄、提出は、必ず申込者の責任によって行ってください。なお、申込手続に要する一切の費用は、申込者の負担とします。

(1) 資格を証する書類の提出

資格審査に時間を要するため、応募資格を証する書類を申込（見積）書提出前に提出していただきます。

ア 提出方法

下記エに記載の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、テレックス、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「長野県

庁舎広告マット設置に係る応募資格関係書類」と明記してください。

イ 提出先

長野県庁総務部財産活用課庁舎管理係

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

ウ 提出期間

令和7年2月6日（木）～令和7年2月13日（木）まで（午後5時必着）

（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に定める日を除く毎日9時から12時及び13時から17時の間に受け付けます。）

エ 提出書類（提出部数 各1部）

（◎必須、○下記ただし書に該当する場合省略できる、△摘要欄参照）

| 提出書類 | 法人 | 摘要 |
|--|----|---------------------------|
| 広告マット設置に係る応募資格関係書類送付書（別紙1） | ◎ | |
| 法人登記簿謄本 （発行後3か月以内のものに限る。） | ○ | 現在事項全部証明書 |
| 長野県税の納税証明書 （未納の県税徴収金がない旨の証明。発行後3か月以内のものに限る。） | ○ | 県内で事業活動を営む者に限る |
| 誓約書（別紙2） | ○ | |
| 委任状（別紙3） | △ | 支店、営業所等が契約の締結等を行う場合に限り提出 |
| 応募資格要件で指定した地域内に本店、支店又は営業所等サービス拠点が所在することを証する書類 （会社概要パンフレット等） | △ | 法人登記簿謄本により所在を確認できる場合は提出不要 |
| 業務実績書・サービス拠点申告書 （別紙2-2） | ◎ | |

ただし、長野県が発注する製造の請負及び物件の買入れ等の競争入札参加資格者においては、別紙1の該当欄に登録番号を記載することで、上記書類のうち○印の提出に代えることができます。

(2) 説明会の開催

開催しない

(3) 申込（見積）書類の提出

ア 提出方法

下記の申込先に下記ウに記載の書類を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、テレックス、ファックス及びインターネットによる受付は行いません。

なお、提出の際は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「長野県庁舎広告マット設置事業者応募」と明記してください。

【申込先及びお問い合わせ先】

長野県庁総務部財産活用課庁舎管理係

〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692-2
電話 026-235-7045

イ 提出期間

令和7年2月13日（木）～令和7年2月19日（水）まで（正午必着）

（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に定める日を除く毎日9時から12時及び13時から17時の間受け付けます。）

ウ 提出書類（提出部数 1部）

申込（見積）書（別紙4）

エ 見積金額

見積金額は年額とし、消費税が課税される物件の契約額の決定に当たっては、申込（見積）書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を加算した金額をもって決定価格としますので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるのか免税事業者であるかを問わず、見積る金額から、当該金額から消費税法及び地方税法に定める率をもって計算した消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた金額を見積書に記載してください。

オ 申込（見積）書の記入方法

設置を希望する貸付場所の欄に見積金額を記載してください。

6 資格審査

応募資格要件に定める資格をすべて満たしているか審査を行います。

7 見積合わせ

提出された申込（見積）書により、次のとおり見積合わせを行います。

(1) 見積合わせ日時

令和7年2月19日（水）午後3時

(2) 当該契約事務と関係のない職員を立ち合わせて行います。

(3) 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 応募資格のない者が行った見積

イ 同一人が見積った2通以上の見積書全部

ウ 見積参加者が協定して見積ったもの

エ 貸付物件番号及び見積額のないもの

オ 金額を訂正し、訂正印のないもの

カ 記名、押印のないもの

キ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの

ク 申込期間内に申込（見積）書が到達しなかったもの

ケ その他この「募集要領」に規定する条項に違反したもの

8 設置事業者の決定

貸付場所について、次のとおり設置事業者を決定します。

(1) 有効な申込（見積）書を提出した者であって、最低貸付価格（予定価格）以上で、最高の価格をもって応募した者を設置事業者とします。

- (2) 採用となるべき同価の申込（入札）をした者が二人以上あるときは、当該契約事務に関係のない職員に、くじを引かせるものとします。
- (3) 有効な申込（見積）書の提出がなかった場合等、上記(1)及び(2)により設置事業者が決定しなかった場合は、申し込み先着順により随時受付け、決定します。

9 予定価格

入札参加の判断材料とするため、予定価格を事前に公表します。

10 契約の締結

設置事業者は、決定の日から7日以内に貸主と県有財産賃貸借契約書（付表1）により契約を締結しなければなりません。また、広告主となる者は、誓約書（付表2）を財産管理者へ提出しなければなりません。

- (1) 貸主 長野県知事 阿部 守一
- (2) 財産管理者 総務部財産活用課長
- (3) 所在地
〒380-8570
長野市大字南長野字幅下 692-2
電話 026-235-7045

11 デザインの決定

- (1) 広告マットのデザイン及び色調は、設置場所が公用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるように配慮してください。
- (2) その他、具体的なデザイン・規格等は仕様書によります。
- (3) 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、掲載できません。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
 - カ 事実と異なるもの
 - キ 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - ク 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
 - ケ 広告主の名称、連絡先が明示されていないなど責任の存在が不明確であるもの
 - コ 個人の氏名を広告するもの
 - サ 不当な比較広告
 - シ 競馬、競輪、競艇、小型自動車競争、パチンコその他これらに類するものに関するもの
 - ス 占い、運勢判断その他これらに類するものに関するもの
 - セ 債権の取立て、示談の引受けその他これに類する目的のもの
 - ソ たばこの販売を促進する目的のものその他これに類する目的のもの
 - タ そのほか玄関マットとして県有財産に設置することが適当でない広告の内容として、財産活用課長が別に定めるもの

- (4) 設置業者は、作成したデザイン案を、決定(契約)の日から財産活用課長へ提出し、審査を受けることとします。審査の結果、デザイン変更の必要が生じた場合は、設置業者は、すみやかに変更後のデザイン案を財産活用課長へ再提出し、審査を受けることとします。

12 設置事業者の決定の取り消し

- (1) 正当な理由なくして、指定の期日までに契約を締結しない場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

13 その他

- (1) この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）の規定によります。
- (2) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。